質疑 • 回答書

令和3年8月4日

発注	潘号	03BAY-8	件 名	庁内コアネ 併)	ットワーク機器賃貸借(市長部局・上下水道局)(合
No.		質易	承 事 項		回 答
1	「庁内コアネットワーク機器賃貸借 仕様書」 P10 2-2. プロジェクトマネージャについて Cisco CCIE の資格を保持と記載がありますが、最近の企業として、資格取得の際に技術評価としてカウントして、資格更新は自費で行う傾向 から更新を実施していないのが多く存在しております。また、本項目は、能力項目としておりますので、過去に取得されておれば問題無いと認識しております。過去に保持しているのでは、駄目でしょうか。			シャについて ありますが、 技術評価と で行う傾向 く存在して 目としておいば問題無い	過去10年以内に資格取得の実績があり、その後の 更新を行っていないだけで、現時点においても資 格取得者と同様の能力を有する場合は可としま す。
2	「庁内コアネットワーク機器賃貸借 仕様書」 P10 2-3. 作業統括者について Cisco CCNP の資格を保持と記載がありますが、 最近の企業として、資格取得の際に技術評価と してカウントして、資格更新は自費で行う傾向 から更新を実施していないのが多く存在して おります。また、本項目は、能力項目としてお りますので、過去に取得されておれば問題無い と認識しております。過去に保持しているので は、駄目でしょうか。			ありますが、 技術評価と で行う傾向 く存在して 目としてお ば問題無い	No. 1 のとおり。
3	IV. 位 P18 安定和	ウコアネットワー 保守・運用支援 2. 運用支援(家働とはどのぐり ていますでしょう	(1) らいの期間を想	· · · · · · · · · · · ·	3-2. 基本方針(6)のとおり、具体的な期間は設けませんが、概ね 1 ヶ月程度を想定しています。ただし、トラブルの発生状況に応じて変動するものとします。
4	「庁内コアネットワーク機器賃貸借 仕様書」 P3 I. 総則 5. 支払方法 2022年3月から2026年12月までの計58ヶ月 の賃貸借だと思いますが、「支払金額は、初回 月のみ契約金額の59分の2を支払うものとし、 以降は契約金額の59分の1を毎月支払うもの とする」とあります。 58ヶ月分の賃貸借料を59で割って、初回はそ の2回分、それ以降は1回分を支払っていくと いう認識で宜しいのでしょうか。			の計 58 ヶ月 額は、初回 うものとし、 支払うもの	お見込みのとおりです。
5	リース会社は金融会社となりますので、納品や 保守運用などは第3者が行う事となります。よ ろしいですか。但し、所有権を有してリースす る主業務は委託しません。			なります。よ	問題ありません。
6		幾器はHDDが ろしいですか。	無い為データ	消去は不要	設定情報の削除(工場出荷状態への初期化等)を 行って下さい。

	58 ヵ月リースですが、59 分の○を払うとの記	お見込みのとおりです。
7	載有。この理解は総額を59で割り、その2回分を初回に、以降は毎月1回分を回収する(回収回数は58回)で合っていますか?	
8	仕様書 P3 「3-2. 基本方針(6) 構築完了後の運用立ち会い」について、技術者がある一定期間常駐すると記載がございますが、技術者はプロジェクトマネージャ、作業統括者、作業従事者を指し、期間は1年間を想定して宜しいでしょうか。	構築後のトラブルに対応できるものであれば、技術者はいずれであっても問題ありません。なお、期間については No. 3 のとおりです。
9	仕様書 P.4「6. 契約期間終了後の取り扱い(2)」について、本事業にて導入するネットワーク機器は、次回の機器更新時に導入した場所(全拠点)に対して回収に伺う想定で良いでしょうか。また、回収した機器の設定情報削除は、受注業者様にて対応するとの認識で宜しいでしょうか。	回収する機器は特定箇所にまとめるため、回収先は最大2拠点で見込んでください。 設定情報削除については受注業者にて実施してください。
10	仕様書 P. 10「2-3. 作業統括者」について、作業統括者はプロジェクトマネージャとの兼務は不可で宜しいでしょうか。	プロジェクトが支障なく推進できる体制であれば 可とします。
11	仕様書 P.13「3-2. 既存機器導入業者等との協議(3)」について、再設計となる範囲についてご教示ください。	変更内容に応じて個別協議となりますが、L3設置拠点の追加や新規 VRF 追加など、大きくネットワーク構成が変更されるものは範囲外とします。
12	仕様書 P. 13「3-2. 既存機器導入業者等との協議(4)」について、受託業者が既存庁内 LAN 側の変更作業を実施した場合、トラブル発生時の切り戻し作業及び庁内 LAN 全体の稼働確認について、受託業者は保守業者に既存保守範疇外で別途見積もり取得が必要となりますでしょうか。	ご質問の作業は導入切替に伴う作業(既存機器の設定変更含む)であり、原則、受託業者にて実施してください。
13	上記項 12 の質疑において、別途見積もり取得 が必要となった場合、今回の調達に含むという 認識で宜しいでしょうか。	原則、No. 12 のとおりですが、既存機器の設定変更を既存業者に依頼する想定の場合は、今回の調達費用に含めて下さい。
14	仕様書 P. 17「10. 導入作業(11)」について、「本市では、庁内ネットワーク機器の稼動・性能監視等に行うにあたり~本作業を行うこと。」との記載がございますが、仕様書に記載されている機器においては、監視システム対象として認識ができるものと想定します。仕様書に記載されていない機器を選定した際に、監視システム上で認識できなかった場合、新たに機器を用意する必要がございますでしょうか。	仕様書記載のとおり、本市で導入している監視システムは Fujitsu Virtuora SA であり、当該システムでの対応機種等については事前にメーカーに確認をお願いします。
15	仕様書 P. 17「10. 導入作業(11)」について、稼働監視以外の受託業者側の独自設定については、保守業者側は情報連携の対象外との認識で宜しいでしょうか。	独自設定の内容が発注者において利用していない 機能であれば、お見込みのとおりです。

	仕様書 P. 18「1. 保守(5)」について、コールセ	必須ではありません。
16	ンターは現行保守契約されている窓口と統一 する必要がありますでしょうか。	
17	仕様書 P. 18「2. 運用支援」(1)」について、具体的な常駐期間はございますでしょうか。 安定稼働に向けては、1年間程度常駐することが必要であると想定しております。	No. 3 のとおり。
18	仕様書 P. 19「2. 運用支援」(9)」について、機 器導入業者の定義としては、本構築に携わった プロジェクトマネージャ、作業統括者、作業従 事者のいずれかが参画する認識で宜しいでし ようか。	お見込みのとおりです。 なお、運用開始後に要員変更となる場合は適切な 引継ぎを行ってください。
19	別紙 P.4「1. 導入機器及び数量」の No. 15 本 庁サーバ室用 UPS について、「必要数」とあり ますが、シングル構成から冗長構成に変更する ラック集約 L2 スイッチは、UPS も冗長構成に する認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、近接ラックの集約スイッチについては延長 コード経由で接続する想定であり、各ラックにUPS を設置することは想定していません。
20	別紙 P. 20「機器仕様_無線 LAN 環境改善 要求 仕様 3」について、調達した機器において現行 の無線アクセスポイントの一括管理を行うと いう認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	別紙 P.21「機器仕様_DHCP 環境構築」について、DHCP 環境の利用範囲は LGWAN 接続系ネットワークと記載がございますが、対象は有線 LAN のみでしょうか。無線 LAN も対象となりますでしょうか。また、実現する際に端末側で設定作業が必要な場合は、受注者にて対応が必要となりますでしょうか。	無線 LAN も対象とする想定です。 端末側の設定については発注者で行います。
22	別紙 P. 22「機器仕様_ネットワーク通信可視化サービス導入 要求仕様 1」について、マルウェア等の拡散 (ラテラルムーブメント)をとらえるため、コアスイッチを通らないフロアスイッチ折り返し通信についても検知の対象とする認識で宜しいでしょうか。またその場合、IP 通信を行うすべての端末 (PCに限らない)を検査対象とする認識で宜しいでしょうか。	ラテラルムーブメントも検知対象とできることが 望ましいですが、本調達においては必須要件では ありません。
23	別紙 P. 22「機器仕様_ネットワーク通信可視化サービス導入 要求仕様 2」について、今後のクラウド利用も踏まえ、暗号化通信に関しても通信内容(トラフィックデータ)の可視化をする必要がある認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

24	別紙 P. 22「機器仕様_ネットワーク通信可視化サービス導入 要求仕様 4」について、リスクオフの観点でネットワークへの影響を最小限に抑えるため、トラフィックデータがパケットキャプチャデータより少ない Netfolw を利用する認識で宜しいでしょうか。	可視化サービス通信の通信が、その他の通信に影響を与えないことが前提ですが、Netflow に限定するものではありません。
25	別紙 P. 22「機器仕様_ネットワーク通信可視化サービス導入 要求仕様 4」について、端末側には追加の設定やエージェントのインストール不要で、検知を実現することを想定されている認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	別紙 P. 22「機器仕様_ネットワーク通信可視化サービス導入 要求仕様 4」について、上記で端末への追加の設定やエージェントインストールが可の場合、端末への展開にかかる作業については本調達の範囲に含まれる認識で宜しいでしょうか。	No. 25 のとおり。
27	別紙P.22「機器仕様_ネットワーク通信可視化サービス導入 要求仕様5」について、上記でパケットキャプチャ型の利用が可の場合、トラフィック情報の収集・解析については、3.機器仕様(2)内部ファイアウォールの要求仕様2(スループットは3Gbps以上、マルチプロトコルに関しては1.5Gbps以上のスループット)を満たす処理性能および接続インタフェースでの見積もりが必要となる認識で宜しいでしょうか。	パケットキャプチャ型も可能であり、本仕様を満たす、十分な処理性能・接続インタフェースを見積もってください。

枚方市 総務部 契約課

TEL: 072-841-1345, FAX: 072-841-2015

E-mail送付先: keiyaku-kouji@city.hirakata.osaka.jp (工事)

keiyaku-itaku@city.hirakata.osaka.jp (委託)

keiyaku-buppin@city.hirakata.osaka.jp (物品)